

農地法 第3条許可申請 必要書類一覧

○許可申請書の提出は、毎月末日締切（締切日が閉庁日の場合はその前の開庁日）です。

- 必須
● 場合により必要

必 要 書 類			確認	不要	備 考
1	農地法第3条の規定による許可申請書		○		
2	農地法第3条の規定による許可申請書（別添）		○		
3	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等		○		
4	契約書（写）	賃借権設定、使用貸借権設定の場合	●		貸渡人・借受人各1部作成し（写）を提出
5	共有名義の申請書別紙	共有名義の土地の場合	●		
6	住民票	申請者（共有名義者含む）が市外住民の場合	●		※1
7	相続系譜図	相続未登記の場合 （共有名義の相続未登記も含む）	●		法定相続人の 続柄を証明する書類
8	改正原戸籍	相続未登記の場合 （共有名義の相続未登記も含む）	●		
9	同意書	相続未登記の場合 （共有名義の相続未登記も含む）	●		
※相続未登記の場合、必要書類が相続登記書類とほぼ同等ですので、申請前に相続登記することを推奨いたします。					
10	申請地の全部事項証明	写しは不可 （法務局で取得：有料）	○		3ヶ月以内
11	法人の定款	法人が農地の所有権を取得する場合は「農地所有適格法人」の要件を満たす必要があります。	●		
12	法人の構成員名簿		●		
13	営農計画書	本市の農地を新たに取得・貸借する場合	●		

※1 申請地の全部事項証明に記載されている所有者の住所と、住民票の住所が異なる場合は、双方を結びつける住民票等が必要です。居住地の役所・役場窓口にご相談ください

※ 経営移譲年金の受給状況確認。

問合先 由利本荘市尾崎17番地
 由利本荘市農業委員会事務局 農地班
 TEL 0184-24-6258
 FAX 0184-24-6396
 mail: noui@city.yurihonjo.lg.jp